

[平成19年 第3回定例会 - 06月29日-05号]

○副議長（玉井信重） 27番、吉沢章子議員。

◆27番（吉沢章子） 私は、通告をいたしました4点についてですが、1点、子ども施策については、一言申し上げさせていただいて、質問は今回はやめたいと思います。そして、順番を変えまして、1番目に、防犯灯について、2番目に、CSR施策と環境配慮契約法について、3番目に、多摩区のまちづくりと向ヶ丘遊園の跡地について伺ってまいりたいと思います。

子ども施策についてですけれども、私は、次世代育成支援対策推進法が発表されて以来、この議場で何度も子ども局の設置を求めてまいりまして、今回、我が党の代表質問において来年4月に子ども局が設置されると市長が答弁されたことを評価したいと思います。この時期に組織について明言をされたということは、市長の子ども施策に対する意気込みであると受けとめまして、質問は次回以降にさせていただきたいと思います。

では、質問に移ります。通学路の防犯灯などにつきまして伺います。初めに、防犯灯などについて伺います。私は、何度か防犯灯についても伺ってまいりましたけれども、さきの3月の質問で御答弁いただいたとおり、今年度、庁内会議において照明施設のあり方について検討しているとのことであります。今回は、子どもたちの安全を確保する観点から、通学路の防犯灯に特化して伺います。以前に指摘させていただいたように、これまで防犯灯などの設置には通学路という概念はなかったわけですが、小学校にはわくわくプラザもあり、冬の6時といえば真っ暗になります。また、通学路とは小学校の登下校をする道を指し、中学生には当てはまらないとのことでございますけれども、当然、周辺の中学生の通学する道でもあります。1年のうち半分は、部活動が終わる時刻に既に日が暮れているという状況でもございます。現在、庁内会議において教育委員会とも連携を図っているとのことですが、児童生徒の安全を確保する観点から取り組みについて教育長に伺います。

○副議長（玉井信重） 教育長。

◎教育長（木場田文夫） 通学路の防犯灯についての御質問でございますが、小学生の下校時間につきましては、わくわくプラザの開設に伴い、一部の児童の下校が遅くなる実態がございます。現在、日没後に下校する児童につきましては、関係局と協議し、保護者の迎えをお願いするとともに、友人同士など複数の児童による下校を指導しているところでございます。さらに、児童生徒の安全確保につきましては、スクールガード・リーダーを中心とした防犯指導の徹底や学校地域が連携した見守り活動などによる地域全体による防犯体制の強化に努めております。また、中学生の通学を含めた通学路における安全性の確保につきましては、小学校ごとに作成した学校安全マップの利用や、PTA、地域の方々

からの御意見に基づき、通学路の実態を把握し、安全・安心まちづくり庁内連絡会議の中で、防犯灯の設置等を含めまして、関係局と一体となって改善してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 吉沢議員。

◆27番（吉沢章子） 市民局長に伺います。教育委員会との連携を図り、各学校からの安全マップでの点検を行っていることを評価させていただきます。現在、各局と連携を図り、各区の防犯協会からの要望なども総合的に勘案してさまざま検討されていくと考えていますけれども、設置の優先順位及び費用負担と維持管理の考え方について見解を伺います。また、確保すべき照度や設置間隔等、明確な基準がありませんでしたけれども、今後、設置基準は設定されるのか、あわせて見解を伺います。

○副議長（玉井信重） 市民局長。

◎市民局長（小宮山健治） 防犯灯についての御質問でございますが、防犯灯設置の優先順位といたしましては、町内会・自治会等からの要望を市内各防犯協会が取りまとめをしており、所轄の警察署の意見を参考にした上で、緊急性や危険度などを考慮して判断しているところでございます。なお、費用及び維持管理につきましては、防犯灯は、地域における自主防犯活動の一環として町内会・自治会等に設置及び維持管理をしていただいており、市といたしましては、その費用の一部を補助金として交付することにより、その活動を支援しているところでございます。

次に、防犯灯の設置基準についてでございますが、開発行為などに際しては、川崎市建築行為及び開発行為に伴う防犯灯設置要綱により、原則30メートル以内の間隔に36ワットコンパクト型蛍光灯を設置することとしておりますが、通学路を含む既存の道路等への設置についての基準は定められておりませんので、安全・安心まちづくり庁内連絡会議の施設部会において、できるだけ早く検討を進めてまいります。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 吉沢議員。

◆27番（吉沢章子） 防犯灯などの庁内会議を設置し、各局連携しながら動かれているということでございます。今後、現場の把握を機動的に、費用負担や優先順位のルールなど諸問題においてもより連携を深めながら、またスクールガード・リーダーや住民の方々とも協議を重ねていただいて、子どもを守る安心・安全まちづくりの実現に向けて御努力いただきますように、御答弁のとおりできるだけ早くしていただきますよう、教育長、市民局長ともに御要望申し上げます。

続いて、次の質間に移ります。次に、CSR施策と環境配慮契約法について伺います。CSRは私のライフワークの一つでもございますけれども、CSR施策について伺います。

3月の予算委員会における総合企画局長の答弁では、今年度、庁内においては全庁会議を継続しつつ、市民向けには市民セミナー、企業ヒアリングなどを行うということで、施策のさらなる浸透を期待しているところでございます。一方、ともに歩みを進めている環境局において、今年度300万円の予算がつき、かわさきコンパクトがより推進されるようですが、具体的な動きについて伺います。また、国連グローバル・コンパクト・リーダーズ・サミットが開催されるということですが、その意義と本市の参加の有無について環境局長に伺います。

○副議長（玉井信重） 環境局長。

◎環境局長（丸山學） 国連グローバル・コンパクトについての御質問でございますが、初めに、川崎市は人権、労働基準、環境保護、腐敗防止に関する国連グローバル・コンパクトの10原則を支持し、この理念を踏まえて市内企業、市民団体等のさまざまな主体が環境に配慮した自主的な活動によって持続可能な地域社会づくりに貢献する取り組みといたしまして、かわさきコンパクトの推進に取り組んでいるところでございます。平成19年度につきましては、平成18年度に作成いたしましたかわさきコンパクト基本計画書をもとに仮称かわさきコンパクト委員会を設置し、企業、市民団体が主体となる具体的取り組みについて協議してまいります。

次に、国連グローバル・コンパクト・リーダーズ・サミットについてでございますが、このサミットは3年に1回、世界各地から国連グローバル・コンパクトに参加している約1,000名のビジネスリーダー、政府閣僚、市民社会の指導者が集い、潘基文国連事務総長を議長として、現実の直視から具体的な行動へというテーマで話し合いが行われます。会期は7月5日と6日で、スイスのジュネーブで開催され、日本からは本市のほかに民間5団体が参加する予定でございます。本年1月に国連より阿部市長あてに出席依頼がありましたが、同時期にアメリカンフットボールの国際大会がありますことから、代理といたしまして本市国際環境施策参与の末吉竹二郎氏が出席するものでございます。このサミットに出席し、世界のグローバル・コンパクト参加団体のトップとの意見交換をすることは、本市のグローバル・コンパクト推進にとって大変意義があるとともに、川崎市の取り組みを世界じゅうに発信する絶好の場になると考えております。なお、このリーダーズ・サミットは、潘基文事務総長になって初めてのため、内外の関心も高いことから、今後、その成果を市民の皆様に広く報告してまいりたいと存じております。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 吉沢議員。

◆27番（吉沢章子） リーダーズ・サミットでございますけれども、アメフト大会のために市長は出席されないということですが、末吉参与が代理出席されることであります。私は、CSRとは、企業のみならず、未来に対してだれもが責任を持つという考え方であり、持続可能な社会の構築を実現する根幹であると確信しています。そして、その考え方を市民の方々と共有し、醸成することが肝要であると考えております。サミットでは、十

数名程度の単位で円卓を囲んでの世界トップとのディスカッションということですので、大変有意義な議論が期待できるわけでございます。日本で唯一自治体として参加する川崎市のアピールと成果について、市民の皆さんと共有すること及びその後のさらなる施策の発展に大いに期待しているところでございます。

続いて、環境局長に伺います。去る5月17日、我が党の元環境大臣川口順子参議院議員が中心となって推進してまいりました環境配慮契約法が議員立法により成立いたしました。京都議定書の約束を果たすべく、地球温暖化対策、言いかえれば気候の危機の回避に向けていよいよ公共が範を示すときが来たと考えます。この法律の骨子及び本市への影響について環境局長に伺います。

○副議長（玉井信重） 環境局長。

◎環境局長（丸山學） 環境配慮契約法についての御質問でございますが、本年5月17日に成立いたしましたこの法律の正式名称は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律でございまして、通称環境配慮契約法と呼ばれております。この法律の骨子は、国や独立行政法人等が契約を締結する際には、従来からの価格のみを考慮する仕組みを改め、価格に加え、温室効果ガス等の排出を考慮することを定めたものでございます。具体的には電気の購入、公用車の購入、省エネルギー改修事業、庁舎の設計などに関する契約を対象としており、施行は6ヶ月以内としております。また、地方公共団体に対しましては、経済性に留意しつつ、価格以外の多様な要素を考慮し、当該地方公共団体における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めることとすると定めております。

本市といたしましては、市内最大規模の事業体でございますことから、率先した取り組みが求められており、現在、庁内の環境管理システムでありますエコオフィス計画を活用して、低燃費車の導入促進やイベントにおけるグリーン電力の活用など、地球温暖化対策の取り組みを進めているところでございます。今後は、これから定められる環境配慮契約法の基本方針を踏まえ、本市といたしまして、グリーン電力の購入や庁舎の設計などに関する契約事業などについて推進方針を定め、取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 吉沢議員。

◆27番（吉沢章子） 私は、以前から公共の建築物は環境配慮型にすべきであると申し上げてまいりまして、川崎版C A S B E E、建築物環境配慮制度についても施策の推進を提言したところでございますが、昨年10月から始まったC A S B E E川崎について、実績とそのうちの公共建築物についての数及びC A S B E Eを行うメリットについてあわせて環境局長に見解を伺います。

○副議長（玉井信重） 環境局長。

◎環境局長（丸山學） 建築物環境配慮制度についての御質問でございますが、本市における建築物環境配慮制度、いわゆるC A S B E E川崎は、本市の基本構想に掲げる持続可能な建築物を普及促進するため、建築に際し、建築主に対して環境への配慮に関する自主的な取り組みを促し、地球温暖化その他環境への負荷の低減を図ることを目的としたとして、平成18年10月1日から施行しているものでございます。延べ面積が5,000平方メートルを超える建築物の新築、増築または改築に際し、建築主に対して環境配慮の自主的な取り組みである環境計画書の提出を求め、その概要を公表し、広く市民に建築物の環境配慮に関する情報の提供を行っているところでございます。本年3月までの実績としては38件が届け出されており、そのうち公共建築物につきましては学校2件が届け出されております。

本制度による建築物の環境性能は、建物の品質、敷地境界への配慮などを基本としておりますが、特に本市におきましては、緑、温暖化防止、資源、ヒートアイランド現象の緩和の4つを重点項目として総合的に評価しており、環境に優しい建築物の普及が図られるものと考えております。分譲マンションにおいては、広告物などに評価結果が星の数であらわされ、購入しようとする方々にわかりやすく表示しております。また、この制度と連携し、横浜銀行並びに住友信託銀行においては、一定以上の評価を得た物件について住宅ローンの金利の優遇措置が講じられているところでございます。これらの取り組みによりまして、今後、環境配慮型の建築物の普及促進が図られていくものと存じます。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 吉沢議員。

◆27番（吉沢章子） 私は、ハードにおける都市のグランドデザインということで、その必要性を申し上げて、建築物や道路など地表を無機質な物質で覆うことについて、公共が責任を持って環境に配慮するルールをつくるべきであると以前も指摘をしてまいりました。C A S B E E川崎において、公共建築物は学校2件でございました。今後は、環境配慮契約法によりC A S B E Eの件数もふえるものと期待をしております。質問した当時は、環境局、まちづくり局、建設局ともに、必要性は感じていても、ルールの構築までには至りませんでしたが、このたびの國の方針は、まさに公共が社会的責任を果たすことを明確にうたったものであり、お墨つきを得たものであると考えております。構造物のみならず、エネルギー、耐久消費財などにも及ぶものでございますので、御答弁のように推進方針を定め、関係局と協力して取り組むとともに、我が党の代表質問でも申し上げましたけれども、本市の総合的な地球温暖化対策を主導的に推進する組織のあり方をきっちりと構築していただきますよう、これは環境局のみの問題ではございませんので、市長に再度要望しておきます。

次に、財政局長に伺います。リーダーズ・サミットを主催する国連事務局は、普遍的原

則を事業戦略と実践に組み込むことは、もはや一つの選択肢ではなく、経営の一部であると認識する企業がふえているとしています。社会に貢献する企業に価値を見出し、いわば真っ当な人が真っ当に評価されるルールを構築できるのが行政でございます。ルールをつくり、それを醸成していくことこそ行政のCSRと考えます。その観点で私は、入札制度における主観評価項目制度の導入と推進を申し上げてまいりましたが、今年度の主観評価項目制度における展開について伺います。また、品確法についての取り組みについてもあわせて伺います。

○副議長（玉井信重） 財政局長。

◎財政局長（秀嶋善雄） 主観評価項目制度等の入札制度についての御質問でございますが、初めに、主観評価項目制度についてでございますが、現在、評価項目といたしまして、環境面での社会的貢献を評価するISO14001の認証取得の状況など9項目を設定しているところでございます。このうち、今年度から新たに次世代育成支援対策推進法に基づきます一般事業主行動計画を策定している事業者、雇用労働者が56人未満の事業者で障害者を雇用している事業者につきましても評価の対象とすることといたしました。主観評価項目制度を利用した入札の実施についてですが、平成18年度は工事請負の一般競争入札のうち48件で実施しましたが、今年度は約2割、80件程度まで拡大実施を予定しております。また、今年度から登録対象事業者としました業務委託、物品調達への入札の利用につきましては、主観評価項目の登録状況の推移を見ながら実施について検討してまいりたいと考えております。

次に、公共工事の品質確保の促進に関する法律に関する取り組みについてでございますが、価格だけでなく施工能力、技術提案などの価格以外の要素を加え、総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札の実施につきまして、工事担当部局と協議を進めています。今年度は、技術的な工夫の余地が小さい工事を対象に、入札参加者の施工能力、施工計画、信頼性等を評価項目とするいわゆる簡易型の実施を予定しております。実施に当たりましては、実施要綱及びガイドラインを7月中旬に策定し、公表いたしまして、その後、市内業者を対象に説明会の開催を予定しております。また、今年度は10件程度試行実施してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 吉沢議員。

◆27番（吉沢章子） 行政によるCSRの推進は主に2つであると考えております。1つは個人の意識の醸成、2つはルールをつくることでございます。主観評価項目制度における項目もふえ、また登録事業者も拡大しております。障害者自立支援の骨は雇用の促進であると代表質問でも申し上げましたが、56名未満の事業者で障害者を雇用している事業者にも対象を広げたことを評価させていただきます。環境配慮契約法が施行されれば、また新たな展開も期待されるところでございます。関係局と協力して施策のさらなる推進を望いたします。

次の質問に移ります。次に、多摩区のまちづくりと向ヶ丘遊園跡地について伺います。日の出とともに鳥のさえずりが聞こえ、多摩丘陵の豊かな緑にはぐくまれる生き物の命を感じる季節となり、自然への感謝とともに、おのず、どう共生するべきかを考えさせられる昨今でございます。水と緑の美しい多摩区を区民協働で創造するというテーマのもと、それぞれに伺ってまいりたいと思います。

環境局長にまず伺います。多摩区の水の魅力は、二ヶ領用水、平瀬川などの河川や用水路、水道局御自慢の生田の「恵水」に代表される井戸水などさまざまですが、やはり最も大きな魅力は多摩川でございます。私は、さきの議会で多摩川プランについて伺い、各区の区民意見をどのように伺うのかということで伺いましたけれども、区民意見はどのように集約をするのか、スケジュールとあわせて見解を伺います。

○副議長（玉井信重） 環境局長。

◎環境局長（丸山學） 多摩川プランについての御質問でございますが、3月に行いました多摩川プランのパブリックコメントにつきまして、107件の御意見をいただきました。その主な内容につきましては、グラウンド上の排水設備改善などについての修正を加えたものが8件、河川管理上に支障があることなどからプランに反映できなかった意見が8件、桜並木の復活など既にプランに記載されていた意見などが91件ございまして、施策の体系や基本目標、推進施策等について変更を求めるような意見はございませんでした。また、今後のプランのスケジュールや進め方につきましては、各区の行事との連携や各イベントを通じて多摩川のPRをするとともに、事業の推進に当たりワークショップなどを実施し、さまざまな方から御意見を伺い、市民との協働により進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 吉沢議員。

◆27番（吉沢章子） ワークショップを実施するとのことでございます。それぞれの市民の思いの深い多摩川でございますので、パブリックコメントのみならず、地元の方々などともしっかりと協議をしていただきながら、だれもが親しめる多摩区づくりをしっかりとしていただきますように要望させていただきます。

次に、緑の魅力といえば生田緑地でございます。大きな緑の固まりである生田緑地内の向ヶ丘遊園跡地について基本計画が発表され、アセスにおける方法書が提出されました。市民も歓迎した、平成16年11月の市と小田急電鉄株式会社が発表した基本合意に基づくものであるとのことでございますが、地域住民の方などから疑問の声も上がっておりました。事業ゾーンにおける用途地域の変更を含む土地活用のあり方について、府中街道沿いの集合住宅計画では高さ20メートルでの計画が、またグラウンド跡地の高齢者対応集合住宅計画においては、現行10メートルの高さ制限のところ、高さ15メートルの計画がそれぞれ示

されております。基本合意の景観に配慮した土地利用ではないとの指摘もあります。アセスにおいて市民意見を反映していくとの以前からの御答弁でございますが、緑と人との共生、また企業として当然正当な利益を上げつつ、CSRとして社会的貢献により、さらに企業価値を高めていくという時代の中で、市として環境影響評価そのものをどう駆使してまちづくりに貢献できるのか。またこの件について今後どのように指導していくのか、見解を環境局長に伺います。

○副議長（玉井信重） 環境局長。

◎環境局長（丸山學） 向ヶ丘遊園の跡地利用計画についての御質問でございますが、環境影響評価制度は、事業者の基本計画に基づいて環境への影響を事前に予測、評価し、事業者の環境保全への取り組みを促していく制度でございます。向ヶ丘遊園跡地利用計画につきましては、6月26日にアセス審議会において条例方法書に係る御審議をいただいたところでございます。今後、市長の方法審査書を作成し、事業者に送付いたしますが、事業者はこれを受け、具体的な環境影響を予測、評価し、条例準備書を作成することになります。その後、この条例準備書を縦覧し、これに対する市民意見の提出、事業者の意見の縦覧、また申し出による公聴会の開催、アセス審議会を経まして、条例審査書の公告となります。この手続を経ながら、事業者はみずから責任において総体的な環境保全のための自主的な取り組みを行っていくものでございます。一方、事業ゾーンに隣接する現存する良好な緑のゾーンについて、同時に都市計画緑地に編入するなど、利用計画の前提となっている事前の配慮もなされております。これらによりまして、環境に配慮したまちづくりに貢献できるものと考えております。また基本合意書の中で、市と小田急電鉄株式会社は相互理解を深め、一致協力して跡地活用を推進していくとの合意がなされておりましたから、総合的に意見の交換を行ってまいります。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 吉沢議員。

◆27番（吉沢章子） アセスの意義については、さまざまな場面で問題提起があります。現行法の限界も感じるところではありますが、一方、CASE川崎の登録は、アセスを受けた方が多いという実績もございます。総合的に意見の交換を行っていくとの一歩踏み込んだ答弁でございますので、期待して今後も見守ってまいりたいと思います。

次に、まちづくりの観点からまちづくり局長に伺います。水と緑について伺ってまいりましたが、だれもが快適に過ごすための都市基盤整備は非常に重要でございます。多摩区では、登戸区画整理の仮換地指定率が50%を超え、向ヶ丘遊園駅前の高層ビルの建設が進み、街並みが日に日に変化していく感がございます。都市計画道路などの見直しを初め、基盤整備も喫緊の課題でございますが、今後の基盤整備にはバリアフリーのまちづくりの観点は欠かせません。多摩区では、7月に障害者の方と一緒にまち歩きを行うそうですが、どのようになさるのか伺います。また、今後どのように反映していくのか伺います。

○副議長（玉井信重） まちづくり局長。

◎まちづくり局長（寒河江啓壹） 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺におけるバリアフリー化についての御質問でございますが、同地区が川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議会においてバリアフリー法に基づく基本構想を策定する地区に選定されたことを受けまして、現在、学識経験者、高齢者や障害をお持ちの方、さらに関係事業者や関係管理者で構成する基本構想策定検討委員会を設置し、具体的なバリアフリー化に向けた検討を行っているところでございます。7月に予定しておりますまち歩き・駅歩き点検ワークショップは、この基本構想策定に向けた検討の一環として実施するもので、駅構内や駅から駅周辺にある主な公共施設までの経路におけるバリアフリーの状況を地元の方や障害をお持ちの方と実際に歩いて点検し、課題整理を行うものでございます。その後、この課題整理をもとに同委員会での検討やパブリックコメントの結果を踏まえまして、今年度末を目途に基本構想を策定してまいります。構想策定後は、引き続き平成22年までに基本構想に盛り込まれた各事業の実現を図り、バリアフリー化を推進してまいります。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 吉沢議員。

◆27番（吉沢章子） 続いて伺います。まちづくりとして欠かせないのが、おおむね20年後の将来の都市像を展望し描く都市計画マスタープランでありますが、区別構想が発表され、今後、地域別の第3次プランが策定されるとのことでございます。市民にとって最も身近な地域のまちづくりにおける意見集約と、逆にどの程度ディテールとして踏み込んでいけるのか伺います。他方、日々変化する生き物としての都市とのタイムラグについて、また多摩区のまちづくりとの整合性についても見解を伺います。さらに、どこまで拘束力を持つのか、あわせて見解を伺います。また、まちづくりのルールとして、細部まで配慮したデザイン指針が必要と考えますが、見解と、区役所に置いているまちづくり支援担当の意義についてもあわせて伺います。

○副議長（玉井信重） まちづくり局長。

◎まちづくり局長（寒河江啓壹） 都市計画マスタープランなどについての御質問でございますが、まず、まちづくり推進地域別構想につきましては、おおむね小中学校区や町内会・自治会などの一定の地域を単位とすることを想定しておりますが、地域における合意形成の熟度や機運の盛り上がりの状況などに対応し、策定に向けて取り組んでまいります。

次に、意見集約方法につきましては、地域における自主的なまちづくりルールの策定活動と連携するなど、それぞれの地域特性に応じた方法を工夫し、説明会や縦覧などを行ってまいります。具体的な記述範囲につきましては、用途地域や地区計画、都市施設など、都市計画の方針を記述するものと考えており、環境変化への対応につきましても、地域の社会情勢の変化に的確に対応して策定してまいります。

次に、多摩区のまちづくりとの整合性につきましては、ことし3月に策定した多摩区構想を基本に、地域の特性を生かした方針となるよう整合を図ってまいります。また、地域別構想につきましては、今後の開発行為や建築行為などを直接規制するものではありませんが、この構想を市民や事業者に対して積極的に情報提供することにより、開発行為や建築行為、土地利用転換に対する誘導の指針として活用してまいります。

次に、まちづくりのデザイン指針につきましては、現在、景観法に基づく川崎市景観計画の策定を行っており、この中で都市景観に関する基本方針をお示ししているところでございます。今後はこの方針をもとに、本市の景観の骨格をなす部分について、順次詳細なルールを定めてまいりたいと考えております。また、区役所のまちづくり支援担当につきましては、市民の方々みずからが地域の課題を解決するためのまちづくり活動を支援するために配置したものでございます。景観も含めました多様なまちづくりルールの策定活動などにも支援できるものと考えております。以上でございます。

○副議長（玉井信重）　吉沢議員。

◆27番（吉沢章子）　総合企画局長、済みません、時間がなくなつて、次回にさせていただきます。以上で終わります。

○副議長（玉井信重）　35番、伊藤久史議員。